

耳塚調査書（概略）

【土地関係】

所在地：長久手市岩作中繩手50番地

面積等：原野 4歩 13㎡

所有者：①共有総代

②昭和37年12月13日 所有者訂正 愛知郡長久手村

【石造物】

- ① 鳥居 (左) 大正15年10月建立
- ② 清水 昭和3年
- ③ 灯籠 (左) 昭和3年12月建立
- ④ 旗立
- ⑤ 石碑
- ⑥ 入口石碑

【今後の日程等】

長久手市文化財保護条例

① 第4条第4項

教育委員会は文化財保護審議会に諮問。

② 第12条第2項

文化財保護審議会は教育委員会の諮問に答え又は教育委員会に意見を具申し及びこのため必要な調査研究を実施。

③ 第4条第1項

教育委員会は、文化財のうち市にとって重要なものを市長と協議のうえ市指定文化財に指定。

5 現状 (品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等)

敷地面積は3,9坪(13m²)コンクリート製、柵で四方を囲い高さは約50cm位、正面入り口には段が一段あり参拝出来る構造に成っています、正面から鳥居旗立が左右で一对、左側には手水石(清水石)と不明碑一碑、燈籠が左右で一对、燈籠の中央部には、おさい銭を受ける入り口が付いた丸形石が有、さい銭石を中心に玉垣で四方を囲っている、玉垣の中央部分にかけて石を積み上げて中心部に耳塚石碑が建てられています、耳塚石碑の手前には少し平らな石が置かれており供え物が置ける様にも見受けられます、^{大正15年の設置}

現在のサイズ 約奥行713cm 横幅460cm (添付書類 耳塚地積平面図)

「石造物関係」鳥居 大正13年10月建立、手水石 昭和3年、入口耳塚石碑
燈籠 昭和3年12月建立、旗立、 (添付書類 耳塚銘文)

6 由来及び沿革

長久手合戦1584年当時には石作神社の前の田の中に多くの塚が描かれています、「尾張名所図会」「張州府志」にも其々書かれています、数多くの草塚の一つが耳塚で無かろうかと考えられる、書籍、日本民俗大辞典(下)に耳塚が記載されて居り合戦などの際し、敵の首級に代えて耳を削ぎ、これを持ち帰って実検に供いた後、埋めて供養したなどの伝説を持つ塚、参拝すれば耳病に効ありとするものもある、京都市東山区にある耳塚は歴史的にも著名です。

岩作里誌(大正13年12月25日発行)長久手村誌(昭和9年8月30日初版)

長久手村誌(昭和42年11月25日発行)それぞれに記載されているのは、

字中繩手五十番に在りて草塚なり、耳を病む者茲に祈る。克く感応あり(岩作里誌)

7 微証、伝説、作者等

日本民俗大辞典(下)2000年(平成12年)3月20日第一版 第一刷 印刷
編集 福田アジオ、新谷尚記、湯川洋司、神田のり子、中込睦子、渡邊欣雄、から
1597年(慶長2年)豊臣秀吉の朝鮮出兵の時、かの地でそいだ兵の耳鼻を築いた塚とされ義演准后日記、洛中洛外図にもその姿が描かれている、

香流川物語 昭和52年11月30日 初版発行 著者 小林 元

百八塚と岩作における塚の分布に耳塚が現存と印して有ります、次頁に耳塚の風景写真が有ります、

長久手郷土史研究会会報 平成10年9月 福岡隼三

長久手合戦と耳塚についてにも書かれています、

岩作里誌 大正13年12月25日発行

第四節 耳塚

長久手村村誌編集委員会 昭和42年11月25日発行

第八章 名所及び古跡の第二節に、耳塚がある、

8 その他参考となる事項

長久手の地名 III 著作者 小林 元さんの書籍の中に中縄手の地名の由来及び耳塚の所在地が記されています、明治30年「土地整理字限実測図」を見る限り現在地を確認する事が出来るし当時の耳塚が撮られている風景写真も記されており、(1997年) 同じ書籍に長池の地名も記されていまして中縄手と長池は同じ地区内で有る事が図ります、

岩作百八塚記 昭和57年度 郷土史研究委員会委員記にも、えびす塚、かしゃごの塚、夜泣石の塚、木下の塚等、又耳塚など数か塚には名称があった。

(添付書類)

- 1 現状を示すキャビネ形写真及び幻燈用スライド写真一式
- 2 地積図(史跡、名勝又は天然記念物の場合)
長久手町公図面 (長久手町 岩作 中縄手 50番)
- 3 当該文化財の重要性及び保護の必要性を示す参考書類
長久手町は歴史と文化の町で、数々の歴史的な文化財、史跡が存在しており岩作地区には特に多く残されている、歴史的に見ても耳塚は昔から草塚として石作神社前の田の中に有った一つの塚で在り、耕地整理が進むにつれて他の塚は無くなってしまった、現在も残った耳塚は後世迄残す必要が有る、文化財、史跡である為に申請を致します。

資料

長久手町史資料編三、耳塚銘文、岩作里誌と長久手村誌 安昌寺さん提供
ながくて郷土史研究会会報 福岡隼三 平成10年9月

香流川物語 著者 小林 元 昭和52年11月30日初版発行

張州府志に就きて 愛知県郷土資料刊行会 昭和49年10月30日発行

岩作百八塚記 昭和57年3月31日長久手町教育委員会、

長久手町郷土史研究委員会

長久手村村誌編集委員会 昭和42年11月25日発行

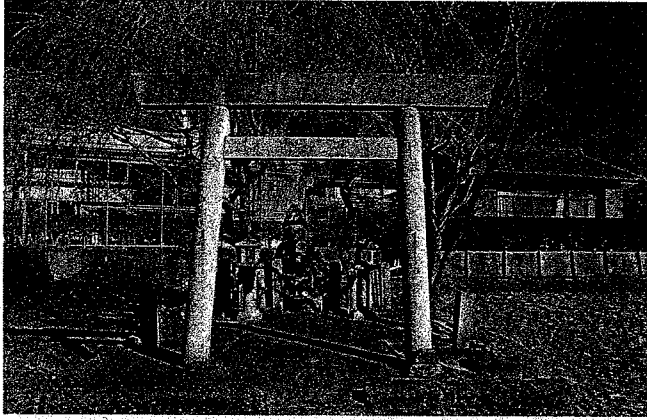
第八章 名所及び古跡 第一節(二)

岩作五分会耳塚係名簿一式

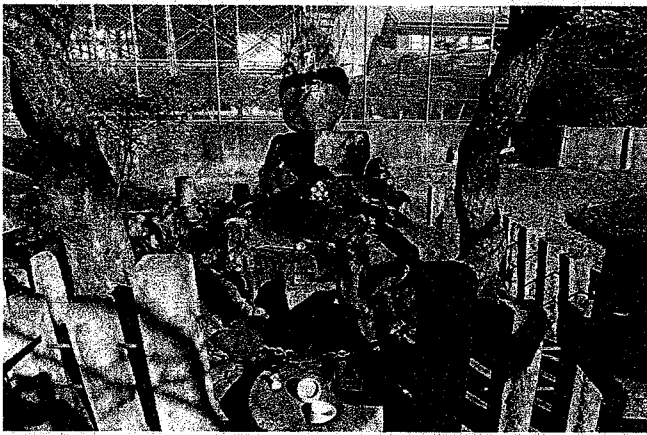
地図及び地図に類する書類(4部)一式

その他耳塚に関する資料等一式

- 4 耳塚に関する文化財、史跡への請願書一式



耳塚全体



耳塚碑



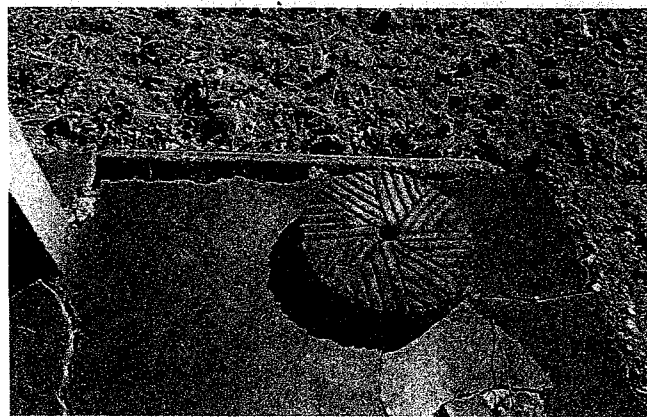
鳥居



手石水



燈籠



旗立

昭和五十二年三月二十二日

条例第二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、長久手町の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、住民の文化的向上に資するとともに、我が国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で文化財とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- 四 貝塚、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの(以上「記念物」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 長久手町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 町指定文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、文化財のうち町にとって重要なものを町長と協議のうえ、町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財、町指

定史跡、町指定名勝、町指定天然記念物(以下「町指定文化財」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該文化財の所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権限に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 町指定無形文化財の指定にあたっては、保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 4 第一項の指定及び第三項の規定による認定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ別に定める長久手町文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 5 第一項により指定したときは、教育委員会はその旨を公示し、かつ、当該指定文化財所有者に指定書を交付するとともに、権限に基づく占有者に通知しなければならない。

(解除)

第五条 町指定文化財が、町指定文化財としての価値を失った場合、その他特別の事由があるときは、教育委員会は町長と協議の上、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には前条第四項の規定を準用する。
- 3 町指定文化財について国及び県指定文化財の指定があったときは、町指定文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 町指定無形文化財の保持者が心身の故障のため、保持者として適当でなくなつたと認められる場合、又は、保持団体が保持団体として適当でなくなつたと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。この場合、前条第四項の規定を準用する。
- 5 第一項および第三項の規定によりその指定を解除したときは、教育委員会はその旨を公示し、かつ、所有者および権限に基づく占有者に通知しなければならない。
- 6 前項の通知を受けたときは、所有者は速やかに町指定文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 町指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、町指定文化財を管理しなければならない。

- 2 町指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり町指定文化財の管理の責に任ずべきもの(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を専任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

○長久手町文化財保護条例施行規則

昭和五十八年四月一日

教委規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、長久手町文化財保護条例(昭和五十二年長久手町条例第二号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定認定申請書)

第二条 条例第四条第一項の規定による町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定無形民俗文化財、町指定史跡、町指定名勝、町指定天然記念物の指定を受けようとする者は、指定/認定/申請書(様式第一号)を長久手町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出することができる。

(指定書及び認定書)

第三条 条例第四条第五項の規定により教育委員会が町指定文化財所有者に交付する指定書は、様式第二号によるものとする。

2 町指定無形文化財の保持者又は保持団体に交付する認定書は、様式第三号によるものとする。ただし、二人以上の保持者又は保持団体を一括して保持者又は保持団体として認定した場合にあっては、当該二人以上の保持者又は二以上の保持団体に対して一通を交付するものとする。

(指定書又は認定書の再交付)

第四条 指定書又は認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第四号によるものとする。

(管理責任者選任等の届出)

第五条 条例第六条第三項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、様式第五号によるものとする。

(届出)

第六条 条例第七条第一項第一号の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第六号によるものとする。

2 条例第七条第一項第二号の規定による町指定文化財のうち、町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財、町指定史跡、町指定名勝又は町指定天然記念物の滅失、き損、亡失

又は盗難の届出は、様式第七号によるものとする。

- 3 条例第七条第一項第三号の規定による町指定文化財のうち、町指定有形文化財、町指定有形民俗文化財の所在の場所の変更の届出は、様式第八号によるものとする。
- 4 条例第七条第一項第四号の規定による町指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地等の異動についての届出は、様式第九号によるものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第七条 条例第七条第四項の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更したとき、又は保持団体が構成員に異動を生じたときの届出は、様式第十号によるものとする。

- 2 条例第七条第四項の規定による保持者の死亡又は保持団体の解散の届出は、様式第十一号によるものとする。

(現状変更等の許可申請)

第八条 条例第七条第二項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者又は条例第七条第三項の規定により現状変更等の届出をしようとする者は、現状変更等/許可申請/届出/書(様式第十二号)を教育委員会に提出しなければならない。

(着手及び終了の報告)

第九条 条例第七条第二項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告するものとする。

- 2 前項の規定による終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(台帳)

第十条 教育委員会は、町指定の文化財に関する台帳を備え、写真及び実測図その他の資料を添付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指定	申請書
認定	
年 月 日	